

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修▶ 弁護士
宮下正彦

事例

事業承継を行うにはどうすればよいのでしょうか?

A市に住む木村さんは、地元工務店のオーナー社長。市の主要な建物開発にも長年携わってきたこの道五〇年の大ベテランです。しかし、木村さんはそろそろ現役をリタイアしたいと考え始めました。木村さんには一人娘がいるのですが、インテリアの勉強をしたいとイタリアに留学。そのまま現地で仕事を続けると言っており、帰国して後を継ぐ意思もなさそうです。そこで、木村さんは最近耳にした「事業承継」について話を聞こうと、宮下弁護士を訪ねました。

登場人物

- 木村さん
（株）木村工務店社長。
- 宮下弁護士
健全な企業力のになりたいと願い、研鑽を続ける弁護士。

木村 宮下先生、私もそろそろ引き際を考え始めました。一番スムーズに引退する方法が知りたいのですが。

宮下 日本の企業数の九割は中小企業。まさに木村さんのような中小企業オーナーが日本経済を支えているといえるでしょう。しかし近年、中小企業オーナーの老齢化が隠れた社会問題になってきているのです。データでみると、経営者の子どもが事業承継する割合は、二〇年前の約半分、後継者がすでに決定している企業は全体の約四三％とも言われています。全国連守田専務理事が委員を務めている「事業承継協議会」でも、この問題について活発に議論されています（詳細は事業承継協議会のHP: <http://jobshp.com/kei/outline.php> 参照）。

ここではまず、前提として、木村さんのような「事業承継」には三つのパターンがあることを理解しましょう。それは、①親族への事業承継、②従業員等への事業承継、③外部株式会社等へのM&A（親族外承継）の三つです。木村 私がこの先ますます年をとれば、経営者としてやっていけなくなる時が来るでしょう。そのときまで何も準備せずにいて、会社に負債をつくり、従業員に迷惑をかけたくないのです。かといって、娘には娘の人生があり、夢を追わせてあげたいですから、

絶対に後を継げというのも酷な気がしてね。私の場合、①の可能性は薄いので、②または③のいずれかの方法で、事業承継を行いたいと思っています。そして家内とのんびり余生を過ごしたいのです。

宮下 そうですか。それではまず、三番目のM&Aについてご説明しましょう。M&A（Merger and Acquisition）とは、ある企業が、自社の事業展開にとって必要性があり、または魅力を感じている分野を扱っている他企業を、自己の経営に取り込もうとする行為、つまり企業を買収することです。

その結果、買収したほうの企業は、運営その取引先を維持でき、また、買収された企業の元従業員の雇用も基本的に確保されます。また、買収を受けた元の経営者は相当額の譲渡代金を得ることができ、本人として満足できるライフプランを立てることもできます。やり方としては、会社の全部を譲渡する方法も、一部だけを譲渡する方法もあります。

木村 今回の私のケースでは、事業を全部譲渡、ということになりますね。

宮下 そうですね。全部を譲渡される場合には、それに相当する金銭を受け取るか、譲渡した先の会社の株で受け取るという二つの方法があります。前者は、御社の株式の売却であり、後者